

■ 投資信託収益分配金再投資規定

1 規定の適用範囲

- (1) この規定は、収益分配金再投資契約に適用する事項について規定します。
- (2) 収益分配金再投資契約とは、収益分配金により同一種類の投資信託の追加購入を自動的に行うことの内容とする契約をいいます。

2 申込み

- (1) 収益分配金再投資契約の申込みをしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第1項に定める「通帳」をいいます。以下同じとします。）を添えて取引営業所等（投資信託総合取引規定第3条（取引営業所等）に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。）に提出してください。
- (2) 前項の申込みがあったときは、振替決済口座（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第6項に定める振替決済口座をいいます。）に記載又は記録されている投資信託受益権（当該申込みに係るものに限ります。）の収益分配金をお客さまに代わって受領のうえ、その全額から税金を差し引いた金額をもって遅滞なく当該投資信託受益権に係る投資信託の購入を行います。この場合、販売手数料はかかりません。
- (3) 収益分配金再投資契約の申込みができる投資信託は、当行所定のもの（次項において「取扱商品」といいます。）とします。
- (4) お客様が投資信託自動積立規定に基づく契約を締結している場合において、当該契約に係る投資信託が取扱商品であるときは、当行所定の手続により、収益分配金再投資契約を締結していただきますので、第1項による申込みは必要ありません。

3 解約

収益分配金再投資契約のみを解約することはできません。

4 免責事項

次の事由により生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（第5号において「当行等」といいます。）は責任を負いません。

- ① 災害、事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、取扱いが遅延、失効又は不能となったとき。
- ② 前号の事由により、決済口座（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第5項に定める決済口座をいいます。以下同じとします。）への入金が遅延したとき。
- ③ 当行所定の書類等に使用された印影（又は署名）を決済口座である通常貯金の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしたうえで、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があったとき。
- ④ 当行所定の書類等に使用された印影（又は署名）が決済口座である通常貯金の印

鑑（又は署名鑑）と相違するため、解約その他この規定上の取扱いをしなかったとき。

⑤ 電信の誤謬、遅滞等当行等の責によらない事由により、取扱いが遅延、失効又は不能となったとき。

5 規定の適用

収益分配金再投資契約に係る取扱いには、この規定のほか、「投資信託総合取引規定」が適用されます。ただし、投資信託総合取引規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

6 規定の改定

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

附 則

（実施期日）

この改正規定は、2020年1月6日から実施します。